

共済さが

平成30年
9月号

No.357

平成30年
9月13日発行



金立コスモス園（佐賀市）
写真提供：（一社）佐賀県観光連盟

- ◆ 平成29年度の医療費の状況
医療費総額が4.59%増加し、受診率は5.63%増加 2
- ◆ 高額療養費制度の見直しについて 3
- ◆ 平成30年8月から、育児休業手当金・介護休業手当金の給付上限額が変更されました 3
- ◆ ジェネリック差額通知を送ります 3
- ◆ 40歳以上の方、今年度の「特定健康診査」を受けられましたか？ 4
- ◆ 「特定保健指導」を利用して「脱メタボ」を目指しましょう 4
- ◆ 平成29年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況 5
- ◆ インフルエンザ予防接種助成のご案内 5
- ◆ 退職後の医療保険制度について 6
- ◆ 退職後の被扶養配偶者の年金加入について 6
- ◆ 共済組合の任意継続組合員制度について 7
- ◆ 年金額の改定ルールが見直されました 8
- ◆ 10月に年金払い退職給付に係る基準利率
及び終身年金現価率並びに有期年金現価率の値が変わります 10
- ◆ 被扶養者認定Q&A 10
- ◆ 任期満了に伴う組合会議員の選挙が行われます 11
- ◆ ボーナスなどの臨時収入は断然お得な共済貯金へ！ 12

平成29年度の医療費の状況

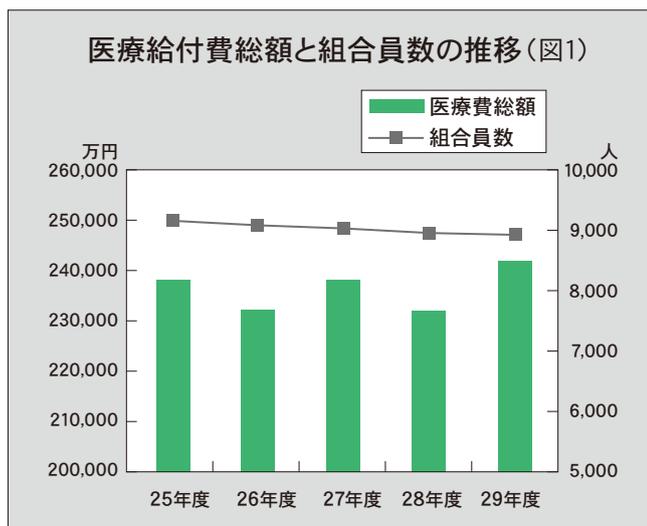
医療費総額が4.59%増加し、受診率は5.63%増加

共済組合が平成29年度中に医療機関等に支払った医療費と高額療養費として給付した医療給付費総額は、24億2,069万円となり、平成28年度に比べ1億629万円、4.59%増加しました。

平成29年度の医療費の実績と前年度との比較（表1）

区分	医療給付費総額(万円)			組合員1人当たり医療費(円)			受診率(%)			
	28年度	29年度	前年度比(%)	28年度	29年度	前年度比(%)	28年度	29年度	前年度比(%)	
本人	入院	37,819	36,641	96.89	42,161	41,017	97.29	0.85	0.85	100.00
	外来	46,222	49,220	106.49	51,530	55,099	106.93	52.39	56.32	107.50
	歯科	12,890	12,405	96.24	14,370	13,886	96.63	14.64	14.57	99.52
	調剤	21,545	23,110	107.26	24,019	25,870	107.71	—	—	—
	計	118,476	121,376	102.45	132,080	135,872	102.87	67.88	71.74	105.69
家族	入院	33,340	37,827	113.46	37,169	42,346	113.93	0.82	0.91	110.98
	外来	47,285	50,485	106.77	52,714	56,515	107.21	58.14	61.62	105.99
	歯科	9,755	10,042	102.94	10,875	11,241	103.37	11.84	12.24	103.38
	調剤	22,584	22,339	98.92	25,177	25,007	99.32	—	—	—
	計	112,964	120,693	106.84	125,935	135,109	107.28	70.80	74.77	105.61
合計	231,440	242,069	104.59	258,015	270,981	105.03	69.40	73.31	105.63	

医療給付費総額と組合員数の推移（図1）



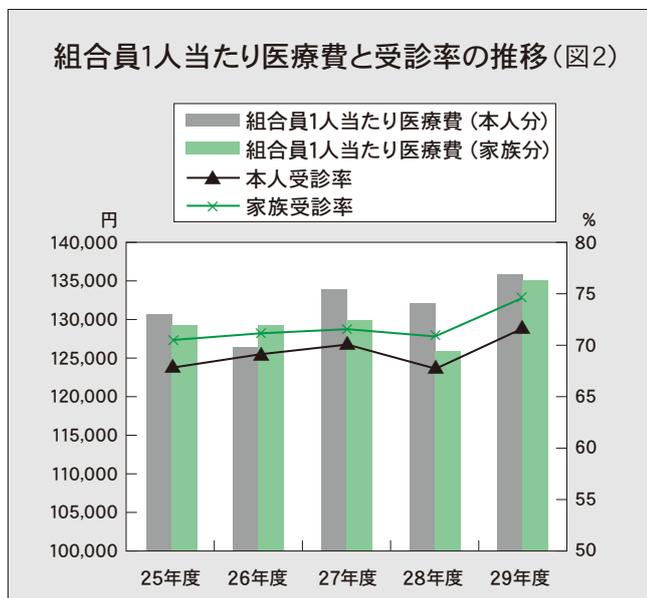
組合員1人あたりでは5.03%の増加

（表1）の医療給付費総額の診療区分別の状況から、平成29年度については、組合員の「外来」「調剤」、家族の「入院」「外来」が大きく増加しています。また、平成29年度の組合員1人当たり医療費では、組合員本人と家族の医療費の総額を組合員数で除して算出した額は270,981円となり、平成28年度より12,966円、5.03%の増加となりました。

（図1）の医療給付費総額と組合員数の推移では、組合員数は減少が続いていますが、医療給付費総額の推移では、平成28年度に減少した医療費が29年度は増加しています。

（図2）の組合員1人当たり医療費の推移では、平成29年度は本人・家族とも増加し、特に家族分の増加が目立ちます。

組合員1人当たり医療費と受診率の推移（図2）



受診率は、大きく増加

平成29年度の受診率（1ヵ月100人当たりの受診件数）は、組合員本人が71.74%、家族が74.77%となっています。

（図2）の5年間の受診率の推移をみると、平成28年度に一時的に減少しましたが、組合員本人も家族も平成29年度に大きく増加しています。

健診は必ず受けましょう

早期発見で健康寿命を延ばしましょう

高額療養費制度の見直しについて

70歳以上は所得区分を細分化した上で限度額が引上げとなりました。

○ 70歳以上の算定基準額

【平成30年8月～】

区 分	高額療養費算定基準額 (月／世帯単位※)	
	外来の上限額(個人ごと)	
・現役並みⅢ 標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 〈多数回該当:140,100円〉	
・現役並みⅡ 標準報酬月額 53万円～79万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 〈多数回該当:93,000円〉	
・現役並みⅠ 標準報酬月額 28万円～50万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 〈多数回該当:44,400円〉	
・一般 標準報酬月額 26万円以下	18,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 〈多数回該当:44,400円〉
・低所得者Ⅱ (住民税非課税)	8,000円	24,600円
・低所得者Ⅰ (所得が一定以下)		15,000円

※ 組合員及びその被扶養者を1つの世帯とみなします。

平成30年8月から、**育児休業手当金・介護休業手当金**の 給付上限額が変更されました

◎育児休業手当金の給付上限相当額

育児休業開始から180日目までの期間(給付割合67/100の期間)

(現行) **13,622円** ⇨ (変更後) **13,695円**

181日目から育児休業手当金終了までの期間(給付割合50/100の期間)

(現行) **10,165円** ⇨ (変更後) **10,220円**

◎介護休業手当金の給付上限相当額

(現行) **14,992円** ⇨ (変更後) **15,075円**

ジェネリック差額通知を送ります

ジェネリック医薬品に切り替えた場合、500円以上の薬代の削減が見込まれる方に対して、平成30年10月にジェネリック差額通知を送付します。受け取られた方は、是非、ジェネリック医薬品への切替えをご検討ください。

40歳以上の方、今年度の「特定健康診査」を受けられましたか？

生活習慣病は誰にでも起こりうる病気で、早期に生活習慣を改善すれば予防できる病気でもありますが、自覚症状が少ないため放置されやすく、気が付けば生命の危機に陥っていることもあり、サイレントキラー(沈黙の殺人者)ともいわれます。

「特定健康診査」(特定健診)は、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームの発見・予防のための健診です。今年度(平成30年4月1日以降)まだ受診されていない方は、必ず受診されますようお願いいたします。

・被扶養者の方へ

対象の方には「特定健康診査受診券」(受診券)を郵送しています。次のいずれかの方法で受診してください。

- ① 医療機関または健診機関での受診(受診券と一緒に一覧表を送付しています。)
 - ② 市町の集団健診での受診(受診券と一緒に日程表を送付しています。)
- ※ 受診券を使うと特定健診が無料で受けられます。
 - ※ 受診券の有効期限は平成31年3月31日です。
 - ※ 健診機関と集団健診の情報は、共済組合のホームページにも掲載しています。
 - ※ 予約が必要な場合があります。医療機関等に電話確認されることをお勧めします。

- 次のいずれかを受診した場合は、「特定健診」も受診したことになります。「特定健康診査受診券」によってさらに受診する必要はありません。

健診の種類	健診結果
共済組合が助成する人間ドック	人間ドックは特定健診検査項目を含む、多様な検査を実施するため、「特定健診」も受診したことになります。特定健診結果は健診機関から共済組合に送られます。「特定健康診査受診券」は破棄してください。
パート勤務先等で行う定期健康診断	パート勤務先等で定期健康診断を受診される方は、健診後、健診結果を受け取ったらそのコピーを共済組合へ提出してください。

- 被扶養者でなくなった時は、「特定健康診査受診券」は使用できませんので、破棄してください。

「特定保健指導」を利用して「脱メタボ」を目指しましょう

対象者には、特定保健指導利用をご案内します。(無料で利用できます)

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクがあると判断された方は、生活習慣改善の支援として特定保健指導を受けられます。対象者には特定保健指導利用をご案内します。

特定保健指導では、一定期間、医師や保健師等の専門家のアドバイスを受けながら、自分のペースで食生活や運動など生活習慣の改善に取り組んでいただきます。特定保健指導が受けられる医療機関等については、案内時及び共済組合のホームページでお知らせします。

もしかして、このようにお考えですか？

- お金がかかるのは嫌だ。
→ 特定保健指導は無料で利用できます。
- 前回利用したが、また該当したので意味が無い。
→ 特定保健指導の効果は人それぞれですが、生活習慣改善の継続により更なる健康状態の改善が期待できます。
- 全く自覚症状も無い、自分のことは自分が一番分かっている。だから必要無い。
→ 自覚症状が少ないことが生活習慣病の怖さです。そのまま放置すれば、糖尿病、脳梗塞、心筋梗塞等による突然死、または急激に重篤な症状による生命の危機に陥ることがあります。今のうちに生活習慣を改善すれば、将来にわたって今までどおりの日常生活を送ることができます。自分と家族の将来のために、ぜひ特定保健指導をご利用ください。



平成29年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

平成29年度特定健康診査及び特定保健指導の実施状況(平成30年8月1日現在)をお知らせします。

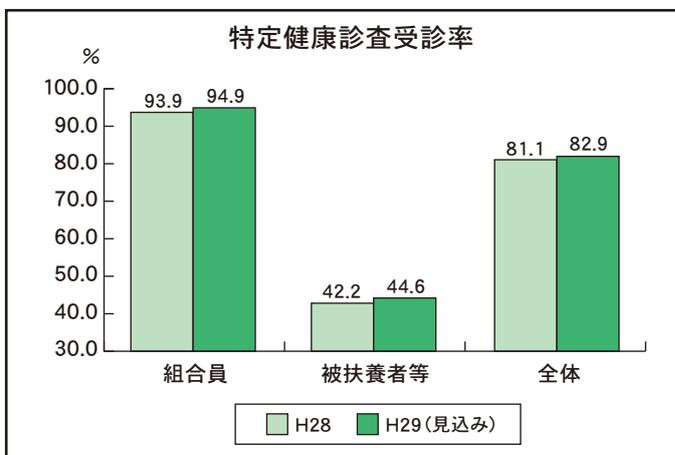
● 特定健康診査

平成29年度の受診率は、組合員の受診率が1.0%向上し、94.9%となりました。

被扶養者の受診率は2.4%向上し44.6%でした。

全体の受診率は82.9%で前年度から1.8%向上しましたが、当組合の平成29年度目標値90.1%を達成できませんでした。

特定健康診査	対象者数	受診者数
組合員	5,425人	5,147人
被扶養者等	1,694人	756人
合計	7,119人	5,903人

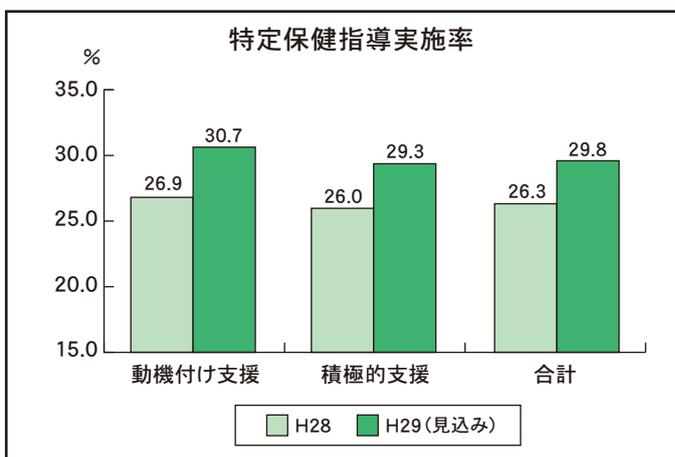


● 特定保健指導

特定健康診査受診者の中から選定を行い、特定保健指導を案内しました。特定保健指導利用券は平成29年11月、30年4月、5月に発行しました。また、所属所を訪問して行う特定保健指導(初回面接)を実施しました。

生活習慣改善に取り組まれた方は、その後も改善効果が期待できます。特定保健指導はぜひ最後までご利用ください。

特定保健指導	対象者数	実施者数
動機付け支援	476人	146人
積極的支援	710人	208人
合計	1,186人	354人



インフルエンザ予防接種助成のご案内

平成30年10月から12月までに
インフルエンザ予防接種を受けられた方に対し費用の一部を助成します。

- 助成対象者** 組合員及び被扶養者
ただし、予防接種時に65歳以上の方及び他制度の助成を受けた方、受けることができる方は対象外です。
- 助成対象期間** 平成30年10月1日～平成30年12月31日に受けた予防接種に助成します。
- 助成額** 1,000円を限度に1人につき1年度に1回助成します。
予防接種費用が1,000円未満の場合は実費額を助成します。
- 必要書類** 医療機関発行の領収書(「領収書」の表示がある「原本」)
医療機関に対し、次のことが明記されている領収書の発行を求めてください。
また、発行された領収書に明記されていることを確認してください。
 - ・インフルエンザの予防接種であること。
 - ・予防接種を受けた方の氏名
 - ・予防接種に要した費用(1人分、1回分の費用が確認できること。)
- 請求方法** 所属所の共済組合事務担当者にお尋ねください。
請求期限は平成31年2月末です。お早めにご請求ください。



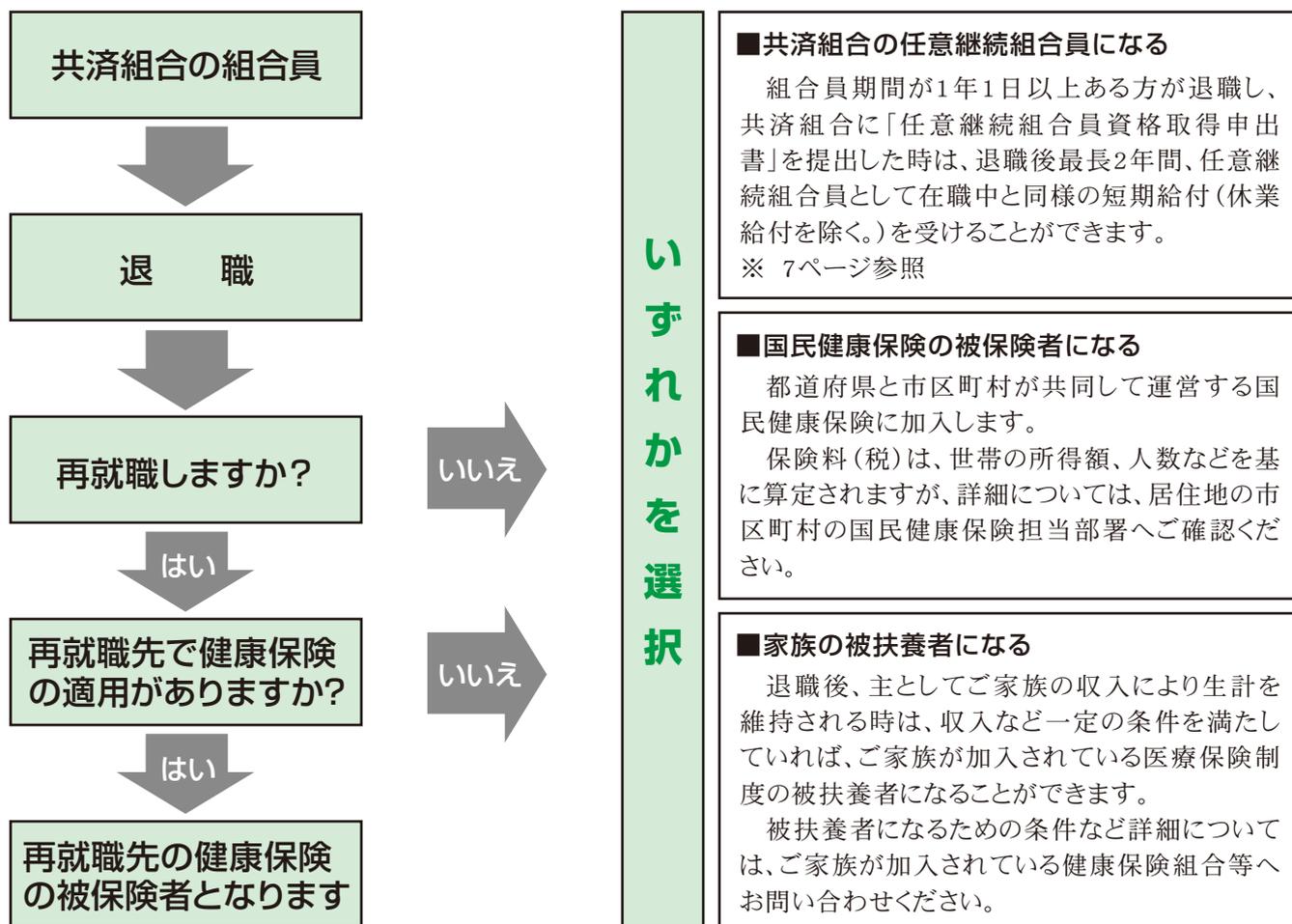
退職後の医療保険制度について

退職後もいずれかの医療保険制度に加入する必要があります

組合員のみなさんが退職すると、その翌日に組合員及び被扶養者の資格を喪失することになりますので、組合員証及び組合員被扶養者証を使用して医療機関で受診することができなくなります。

そこで、退職後の状況に応じて、新たにいずれかの医療保険制度に加入することになります。

※ 定年退職後、常勤の再任用職員として採用された場合は、引き続き共済組合の組合員及び被扶養者となります。



退職後の被扶養配偶者の年金加入について

被扶養配偶者(国民年金第3号被保険者(以下「第3号被保険者」という。))のいる組合員(国民年金第2号被保険者(以下「第2号被保険者」という。))の方が定年等により退職し、再就職先で被用者年金に加入する(第2号被保険者となる)場合で、配偶者の方を被扶養者とする時は、再就職先の事業所で第3号被保険者となる手続きがとられます。

ただし、組合員の方が再就職しない場合で、60歳未満の被扶養配偶者であった方自身も就職して厚生年金などに加入しない時は、ご自身で居住地の市区町村へ国民年金第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)となる手続きを行う必要があります。

国民年金の被保険者の種別

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
20歳以上60歳未満の方で、第2号被保険者、第3号被保険者に該当しない方	65歳未満の厚生年金保険の被保険者(共済組合の組合員を含む)	第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の方

共済組合の任意継続組合員制度について

共済組合の短期給付制度には、退職後に病気やケガをした場合、組合員と同様の給付（休業給付を除く。）を受けられる任意継続組合員制度があります。

ただし、共済組合の保健事業については「特定健康診査・特定保健指導」のみとなりますので、人間ドック等の助成を受けることが出来なくなります。

任意継続組合員の手続等

- 1 **加入資格** 退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方（1年と1日以上組合員期間が必要となります。）
- 2 **加入できる期間** 退職後2年間（中途での資格喪失もできます。）
- 3 **加入手続** 退職日から20日以内に「任意継続組合員資格取得申出書」を元所属所を經由して共済組合に提出してください。
- 4 **任意継続組合員の掛金の納入期限** 「任意継続組合員資格取得申出書」受理後、任意継続組合員証と払込票を送付します。初回の納入は、退職日から起算して20日以内に、2回目以降は任意継続組合員の資格の継続を希望する月の前月の末日までに納入（前納制）することになります。
- 5 **任意継続組合員の掛金の納入方法**

毎月払込	毎月、「口座振替（20日）」または「払込票」で納入することになります。
6月分前納	6月分を、年2回に分けて「口座振替」または「払込票」で納入することになります。
12月分前納	12月分を、一括で「口座振替」または「払込票」で納入することになります。

※ 「口座振替」は、佐賀銀行のみの取扱いです。

※ 6月分前納、12月分前納の場合は、前納割引が適用されます。

任意継続組合員の掛金

掛金は、算定の基礎となる標準報酬の月額に短期の掛金率（共済組合の定款で定める率：平成30年度は108.025%）を掛けて計算します。

なお、40歳以上65歳未満の方は、掛金の算定の基礎となる標準報酬の月額に介護保険の掛金率（共済組合の定款で定める率：平成30年度は14%）を掛けて計算した掛金も合わせて納付していただきます。

※ 平成31年度の共済組合の定款で定める率は、共済さが（平成31年3月号）でお知らせします。

掛金の算定の基礎となる標準報酬の月額（以下の1、2のうちいずれか少ない額）

- 1 退職時の標準報酬の月額
- 2 前年の9月30日（1月から3月においては前々年の9月30日）における共済組合の短期給付の適用を受ける組合員（任意継続組合員を含む。）の標準報酬の月額の平均額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして求めた標準報酬の月額（平成30年度は380,000円）

参考：平成30年度任意継続組合員の掛金の上限額

$$\begin{aligned} 380,000\text{円} \times 108.025\% &= 41,049\text{円} \cdots \text{短期掛金額(1ヵ月分)} \\ 380,000\text{円} \times 14\% &= 5,320\text{円} \cdots \text{介護掛金額(")} \end{aligned}$$



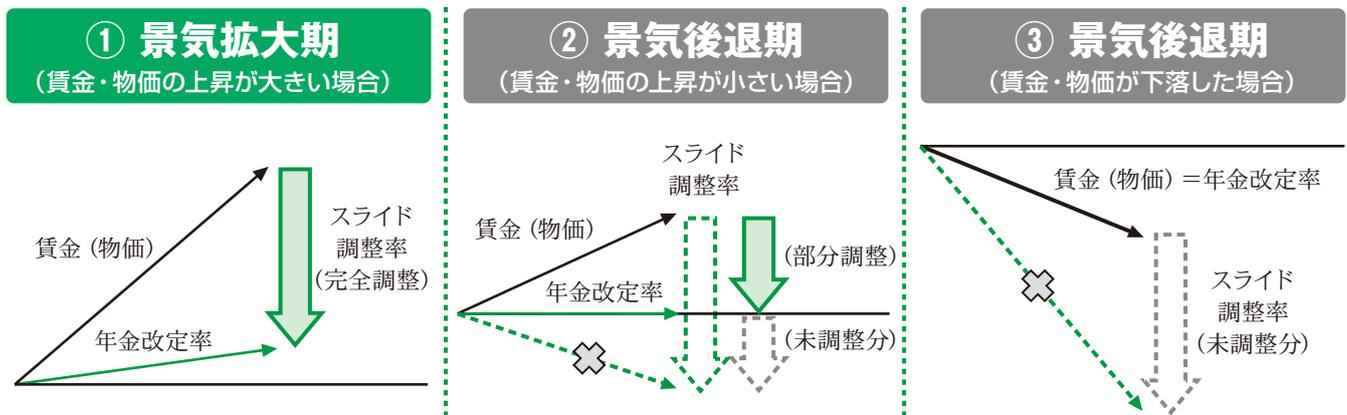
年金額の改定ルール

マクロ経済スライドの調整ルールの見直し(平成30年4月～)

●マクロ経済スライドの仕組み

マクロ経済スライドとは、将来にわたって公的年金制度が維持できるよう、少子高齢化による現役世代の減少や平均寿命の延びに応じて年金額を調整(スライド調整率を差し引いて年金額を改定)する仕組みです。

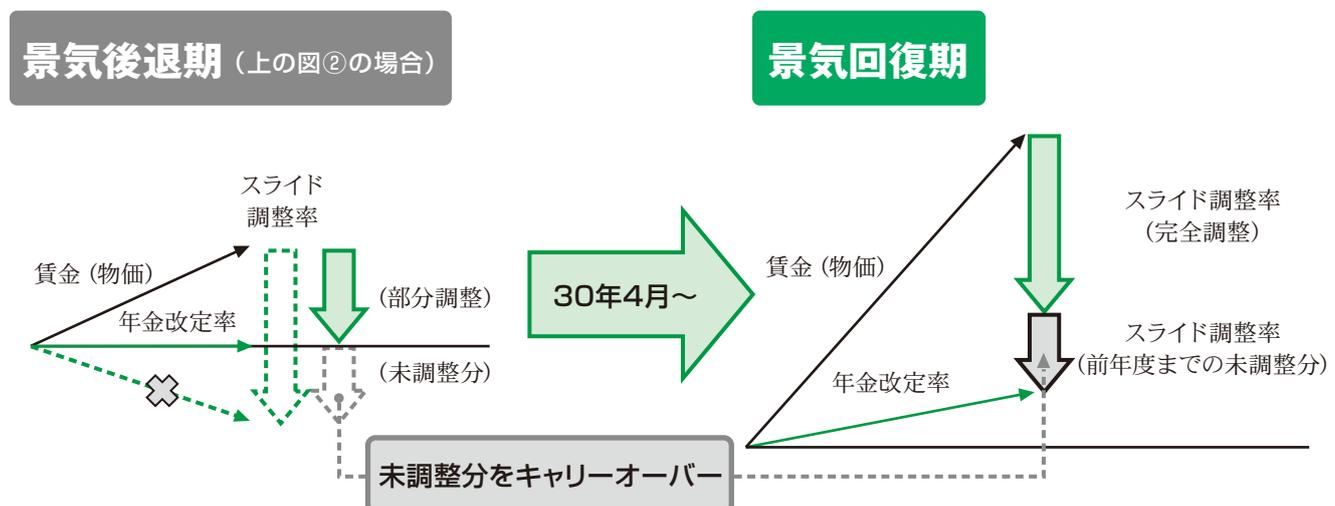
現在は、年金額(名目額)が前年度を下回らない範囲で調整する「名目下限措置」がとられているため、景気後退期は、スライド調整率を差し引けない「未調整分」が発生しています。



●マクロ経済スライドの調整ルールの見直し

景気拡大期は、賃金や物価の上昇に対して、マクロ経済スライドによる「完全調整」を行います。

景気後退期は、年金受給世代に配慮して「名目下限措置」を維持するため、マクロ経済スライドによる調整を「部分調整」、または行わないこととしますが、「未調整分」は翌年度以降へ持ち越し、景気回復期に、賃金や物価の上昇の範囲内で未調整分をまとめて調整(キャリーオーバー)する仕組みが導入されました。



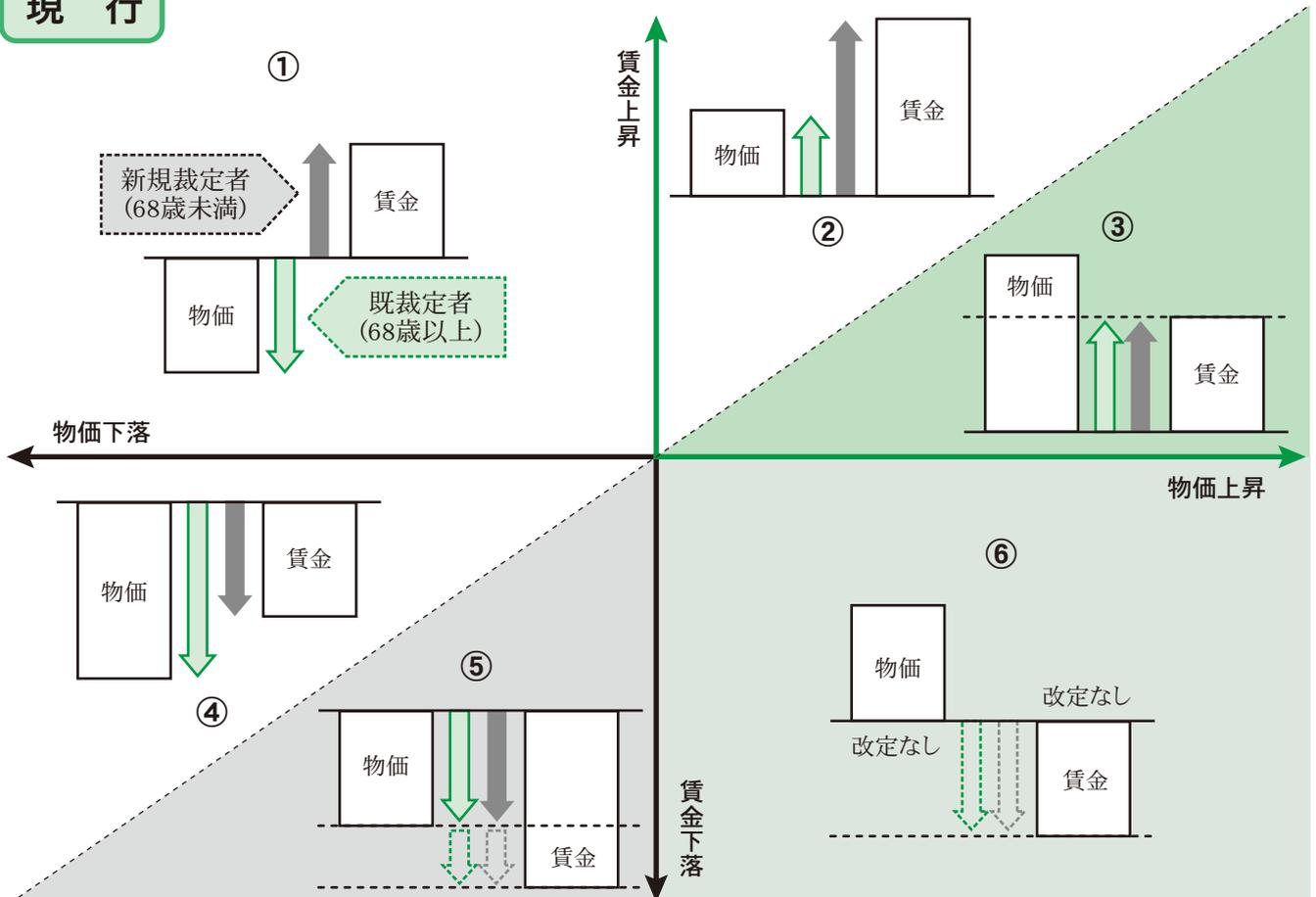
が見直されました

賃金・物価スライドの見直し(平成33年4月～)

年金額は、原則、新規裁定者(68歳未満)が「賃金変動率」、既裁定者(68歳以上)が「物価変動率」を基準に改定される仕組みとなっています。

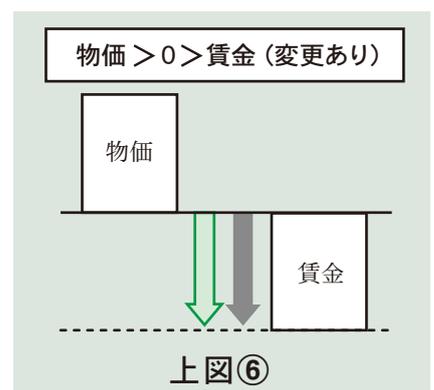
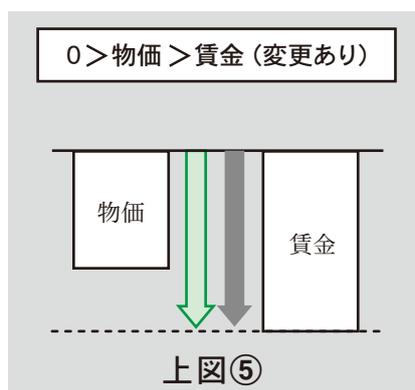
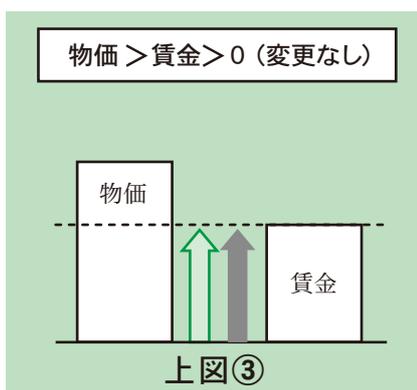
現在は、賃金・物価共にマイナスで、賃金が物価を下回る場合(下図⑤)は、新規裁定者・既裁定者共に「物価変動率」で改定し、物価がプラスで賃金がマイナスの場合(下図⑥)、改定は行わないこととされています。

現 行



33年4月～

年金は世代間の仕送りであるため、支え手である現役世代の負担能力が低下しているときはそれに応じた給付とする観点から、賃金が物価を下回る場合は、新規裁定者・既裁定者共に「賃金変動率」で改定されます。



10月に年金払い退職給付に係る基準利率及び 終身年金現価率並びに有期年金現価率の値が変わります

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載しています。

今後、これらの率についての関連情報等を掲載していきますので、是非、ご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp/> (地方公務員共済組合連合会トップページ)

トップページの、「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

被扶養者認定Q&A

雇用保険と被扶養者の認定について



妻(35歳)が退職し、無職・無収入になり、雇用保険制度の失業給付(受給期間は90日間、受給日額は日額4,000円)を受給する予定ですが、被扶養者として認定できますか？



雇用保険制度の失業給付は、再就職を目指す方の失業中の生活を保障する給付であり、一定期間に渡って支給されるため、恒常的な収入としてみなします。

失業給付を受給する場合の本組合の被扶養者の認定基準は、給付日額3,612円(130万円÷12月÷30日)未満であれば、被扶養者として認定できます。

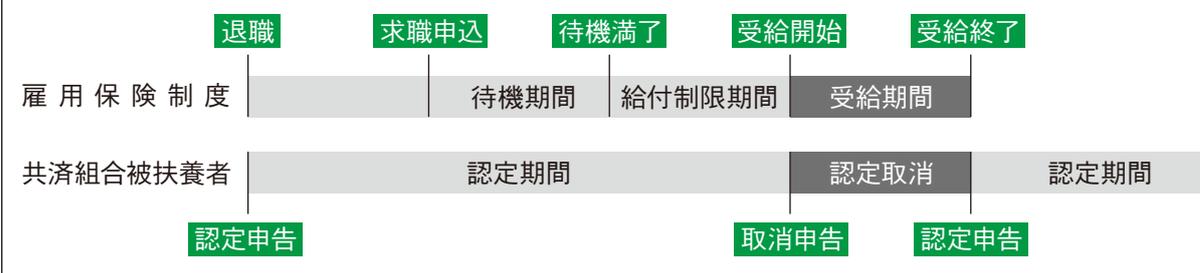
今回のケースは失業給付の日額が4,000円ですので、失業給付を受給している期間は被扶養者として認定できません。

ただし、離職理由が自己都合などの場合で、退職から求職申込みまでの期間、待機期間(7日)及び給付制限期間(3ヵ月)中は、失業給付の受給がありませんので、被扶養者として認定することができます。また、被扶養者として認定された後、日額3,612円以上の失業給付の受給を「雇用保険受給資格者証」で確認できた場合は、被扶養者の取消の手续が必要となります。

※ 被扶養者の認定・取消の手續には、「被扶養者申告書」及び確認書類の提出が必要です。事由が発生した場合は、速やかにお勤め先の共済組合事務担当課を通じて手續をお願いします。特に、退職日または失業給付の受給終了を事由とする被扶養者の認定で、事実の発生日から30日を経過して申告された場合は、退職日または失業給付の受給終了日の翌日から認定することはできませんのでご注意ください。

※ 認定対象者が公的年金を受給している場合は、年金の種類や年齢で基準となる日額が異なりますので、詳しくはお勤め先の共済組合事務担当課または共済組合保健課にお問い合わせください。

失業給付(給付制限期間あり日額3,612円以上)受給の場合の認定例

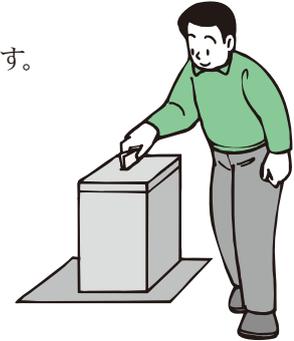


任期満了に伴う組合会議員の選挙が行われます

組合会とは、毎事業年度の事業計画及び予算、決算、定款の変更、運営規則の変更などの重要事項を審議・議決する機関で、市町村長の中から選ばれた議員10名と、市町村長以外の組合員の中から選ばれた議員10名の計20名で構成されています。

この組合会の議員の任期は2年間と定められており、現在の組合会議員は平成30年11月30日をもって任期満了となります。

このため、新しい組合会議員を決める選挙が平成30年11月14日に行われる予定です。
新組合会議員の任期は、平成30年12月1日から平成32年11月30日までとなります。



組合会議員選挙

市町村長が選挙する議員（市町村長議員）

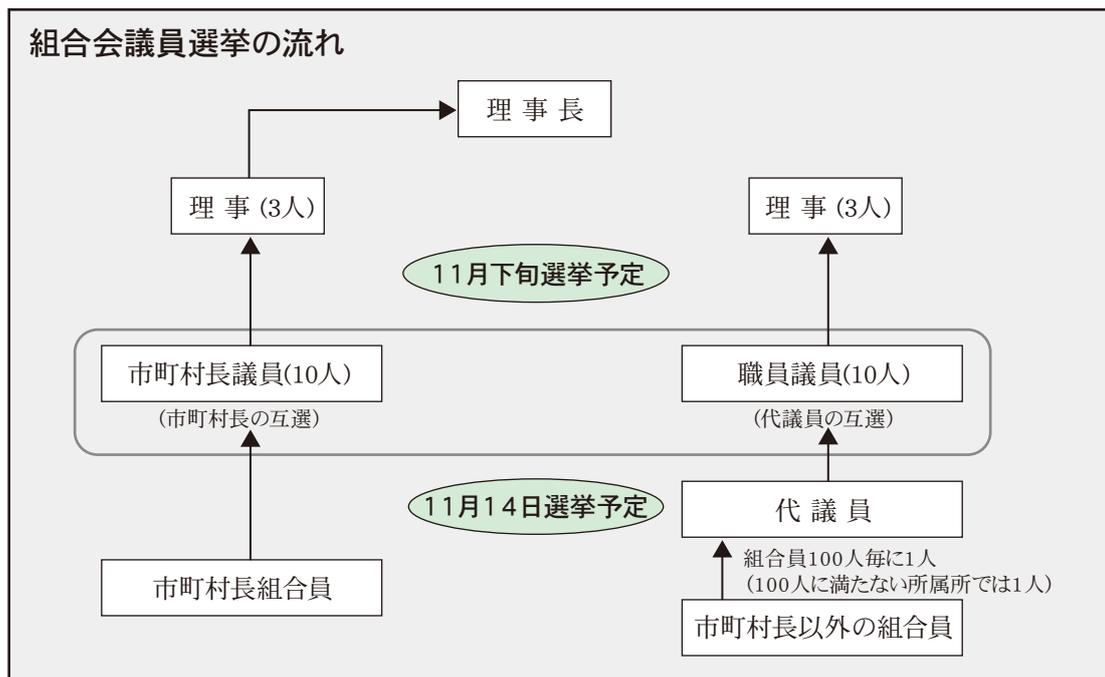
各選挙区ごとに、市町村長の互選により行います。

市町村長以外の組合員が選挙する議員（職員議員）

各選挙区において所属所ごとに組合員100人に1人(100人に満たないときは1人)の割合で代議員を選出し、この代議員の互選により行います。

役員（理事長・理事）の選挙

11月下旬に選挙が行われ、20人の組合会議員の中から理事及び理事長が選出されます。



●組合会議員の選挙区及び議員定数

選挙区			議員定数
市町村長議員	第1区	佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神崎市、神埼郡及び三養基郡の区域内の町	5人
	第2区	唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、東松浦郡、西松浦郡、杵島郡及び藤津郡の区域内の町	5人
職員議員	第1区	佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神崎市、神埼郡及び三養基郡の区域内の町	5人
	第2区	唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、東松浦郡、西松浦郡、杵島郡及び藤津郡の区域内の町	5人

※ 一部事務組合については、事務所の所在する市町と同じ選挙区になります。

ボーナスなどの 臨時収入は 断然お得な 共済貯金へ!

★年利**0.6%**
(半年複利)

★個人で直接の
積立も可能

共済貯金は、加入者のみなさんからお預かりした資金を安全・有利に運用し、高利回りの預金としてご愛用いただいております。ボーナス等の臨時収入のお預け入れにつきましてもぜひご利用ください。

☆ 給料天引きだから、確実に増やせます。

☆ 積み立ての中断・復活や、積立額変更もできるから、自分のペースで積み立てができます。臨時積立は、いつでも、いくらでも積立可能です。

臨時積立内容

積立方法 添付の「払込票」を使用し、最寄の佐賀銀行で振込んでください。

振込手数料は組合員負担となります。

※ 新たに「払込票」が必要になった場合は、所属所の共済組合事務担当者がお持ちですので問い合わせてください。

積立金額 千円単位で、積立金額の上限はありません。

利息 共済組合の口座に入金されたその日から利息が発生します。

回数 臨時積立は同一月に何度でも可能です。

入金通知 臨時積立をされた場合、「貯金入金通知書」を積立月の翌月10日前後に送付します。



共済貯金に加入していない方は、所属所の共済組合事務担当者に申し出て、加入手続きをとっていただき、加入後に臨時積立ができます。

問合せ：佐賀県市町村職員共済組合
総務課 貯金係
TEL 0952-29-0334



市町村共済		貯 払 込 票		テレ 為替
平成30年度	平成30年12月分	金額	¥ 200,000	円
払込先銀行	佐賀銀行 県庁支店	内	定例積立	円
受取人氏名	佐賀県市町村職員共済組合	内	臨時積立	200,000 円
預金種目	普通 口座番号 100847	内		円
依頼人住所	〇〇市 100-206	内		円
依頼人氏名	共済太郎	(受領印)	(備考)	
上記金額を払込みました。				
株式会社 佐賀銀行				
(払込人保管)				

この「払込票」が報告書となりますので、住所の欄に組合員証番号を記入してください。

※ 共済組合は金融機関ではないため、組合員と共済組合の間にはペイオフ制度は適用されません。そのため、資産運用にあたっては高いリスクを避け、安全第一を心がけて、組合員のみなさんが利用していただけるよう努めています。